

最高裁秘書第1332号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

法律雑誌社等に交通事故の裁判例を提供する際の取扱いを定めた大阪地裁作成の文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年5月30日付け（同月31日受付）

2 答申番号

令和6年度（情）答申第35号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）